

ETFとは?

- ETFは日本語では上場投資信託といいます。「Exchange Traded Fund」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標(※)」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。

※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

特徴1 連動を目指す特定の指標の対象に広く分散投資していることになります。

- ▶リスク分散の効果があります。

特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。

その他については、「投資リスク」の欄や目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書等でご確認ください。

- ①元本保証はされていません。
- ②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。
- ③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

基礎情報 2010年1月現在

銘柄名	MAXIS S&P三菱系企業群上場投信
銘柄コード	1670(新証券コードJP3047070002)
特定の指標	S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-
上場取引所	東京証券取引所(他の上場取引所:なし)
上場日	2009年7月17日
売買単位	100口
信託報酬	年0.525%(税込)以内
計算期間	毎年1月17日から7月16日、7月17日から翌年1月16日まで
分配金支払基準日	7月16日、1月16日
管理会社	三菱UFJ投信株式会社
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社

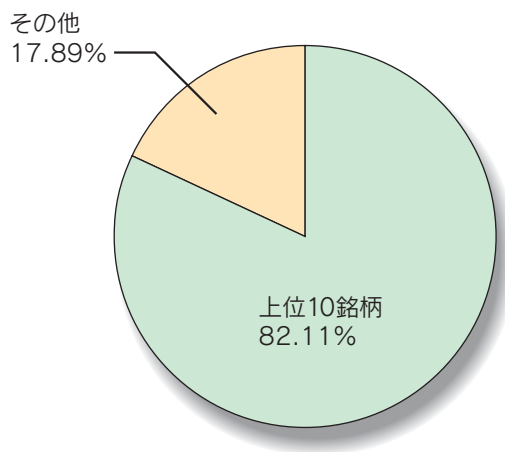
(注) 信託報酬のほか、受益者負担となり信託財産中から支払うものとして、租税や信託事務の処理に要する諸費用、立替金の利息、上場に係る費用、対象指数についての商標使用料、組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、各費用にかかる消費税などがあります。

連動対象について

- S&P 企業グループ指数-三菱系企業群-とは、わが国の金融商品取引所に上場している株式のうち、一般に三菱グループに属すると認識されている企業で構成されている株価指数です。
- 三菱広報委員会の会員状況等を踏まえ、スタンダード&プアーズ(S&P)指数委員会が選定します。
- 2001年(平成13年)4月2日(終値)の時価総額を100として指数化しており、S&Pが算出・公表しています。

算出方法: 算出時の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 100

対象指標の主な構成銘柄(上位10位)



発行体名	比率
1 三菱UFJフィナンシャル・グループ	11.45%
2 三菱電機	10.18%
3 三菱地所	9.77%
4 三菱商事	9.56%
5 キリンホールディングス	8.96%
6 東京海上ホールディングス	8.90%
7 三菱重工業	7.78%
8 旭硝子	6.68%
9 ニコン	4.83%
10 新日本石油	3.99%

※2010年1月末現在

対象指数の推移 2010年1月末現在



① 個人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

売却価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得として課税されます。10%(所得税7%および地方税3%)の税率^{*}による申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率^{*}で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。原則として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率^{*}で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%(所得税7%および地方税3%)の税率^{*}となります。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

^{*}平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%(所得税15%および地方税5%)の税率となる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

7%(所得税7%)の税率^{*}で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

^{*}平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%(所得税15%)の税率となる予定です。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではございません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である指標および外国為替相場の変動、組入る有価証券の価格の変動、組入る有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、2010年1月現在の内容です。その後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141(代) product_01@tse.or.jp